

電話交換業務仕様書

1 業務場所

沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院（総務課電話交換機室）

2 業務時間等

（１）業務時間は午前 8 時 30 分～午後 6 時 00 分までとする。

ただし、乙の判断による場合に限り、業務時間を超えて業務を遂行することを妨げない。

（２）休日等

休日は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年条例第 43 号）第 3 条並びに第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。ただし、沖縄県立中部病院が平日と同様に診療すると決定した日は、勤務日とする。

なお、台風の接近に際しては甲との協議を経た上で、必要と判断した場合は暴風雨時においても業務を遂行するものとする。

3 業務内容

（１）電話交換取り扱い業務全般（電話交換機 3 台）

（２）院内放送業務全般

（３）その他、関連業務

4 資格：電話交換業務の経験年数 3 ヶ月以上の者。
（ただし、視力、聴力に異常が認められないこと。）

5 配置人員：業務遂行上支障が無い限り、配置人員については乙の判断で行う。
ただし、甲が支障があると判断した場合には、甲乙協議の上、検討を行う。

6 服務規律：受託者は、従業員に受託者と協議の上定めた制服を支給し、業務遂行中は清潔で統一されたユニフォーム及び名札を着用させること。

7 健康管理

1) 健康診断

（１）受託者は、従業員に年 1 回の定期健康診断を行わなければならない。

2) 抗体検査、ワクチン接種

(1) 受託者は、従業員に、インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチンについて接種することが望ましい。

(2) 受託者は、従業員に、受託業務に必要な感染症対策・検査・ワクチン接種等（麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎にかかる抗体検査並びに当該検査が陰性の者に対するワクチン接種を含む）を実施すること。

3) その他

(1) 従業員の感染が判明したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その旨を委託者に報告すること。

(2) 委託者の求めのあるときは、上記の健康管理の記録を提出すること。